

《戸籍等の郵便・信書便等による請求についてご案内》

◎請求に必要なものは全部で 4 点

①戸籍等の交付請求書

内容を正確にご記入ください。不備がありますと交付が遅れる場合があります。不明な点がある場合は、電話で確認いたしますので電話番号（昼間つながる電話）を必ずご記入ください。

②請求者（あなた）の本人確認書類の写し

請求者の確認のため、本人確認書類の写し（**運転免許証・資格確認書・個人番号カード等**）を同封してください。

※本人以外（被相続人等）の戸籍等を請求する場合で、綾川町の戸籍で続柄が確認できない場合は、必要な方との続柄が判る資料（戸籍謄本の写し等）も同封してください。

③手数料

手数料は郵便局の**定額小為替**または現金書留をご利用ください。収入印紙・切手では受付しかねます。手数料は、事前に電話でご確認ください。

④返信用封筒

請求者（あなた）の住所・氏名を記載した封筒に返信用切手を貼り同封してください。

- ・ 定形封書（普通） 1 1 0 円（50 g 以内）
- ・ 定形封書（速達） 4 1 0 円（250 g 以内）

返信先は住民票のあるところにしか送付できません。

◎送付先

〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 住民生活課戸籍係 宛



◎所要日数

郵便・信書便の場合、《証明書の処理日数（2～3 日程度）＋配達日数》が必要です。その日数を目安にしてご請求ください。

◎請求者について

本人・配偶者又は直系尊属・直系卑属の方以外の方からの戸籍謄抄本の請求については、交付できない場合があります。代理人の方が請求される場合は、**委任状及び代理人の本人確認書類**の同封が必要です。

☆**ご不明な点は事前に請求先の市区町村へ電話等でお問い合わせの上ご請求ください。**

“ 戸 籍 の 豆 知 識 ”

○**謄本（とうほん）**…戸籍に記載されている全員の写し

○**抄本（しょうほん）**…戸籍に記載されている者の一部の人の写し

○**除籍（じよせき）**…戸籍から死亡、婚姻、離婚、転籍等により全員が抜けて、ひとりも在籍していないものが除籍となります

○**改製原戸籍（かいせいはらこせき）**…現在の戸籍に改製される前の戸籍（平成改製原・S 33 年改製原など人によって有無の違いがあります。古いものには、親族全員が記載されている場合もあります）

○**戸籍附票（こせきふひょう）**…その戸籍が編成されてからの住民票の異動順の履歴簿（改製されている場合があります）